

## 支援対象児童等見守り事業要求水準書

### 1 事業名

支援対象児童等見守り事業

### 2 目的

本事業は、児童虐待防止に向けて支援対象児童等が孤立しないよう支援するため、子ども食堂や児童の宅食等の支援を行う民間団体等を含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い児童等の状況を把握しながら見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を図ることを目的とする。

### 3 対象児童等

次のいずれかに該当する者（以下「対象児童等」という。）がいる世帯とする。

（1）袖ヶ浦市要保護児童対策地域協議会の台帳に登録されている支援対象児童等

① 要保護児童

虐待等により保護者に監護されることが不相当であると認められる児童

② 要支援児童

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

③ 特定妊婦

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

（2）袖ヶ浦市（以下「市」という。）に居住する児童等で、市が見守りの必要があると判断した者

### 4 基本事項

業務の遂行にあたって、以下の事項に沿って、適正に行うこと。

（1）本事業の目的を十分に理解し、児童の健全な育成や安全確保を図ること。

（2）対象児童等の心情に配慮し、きめ細かく業務を遂行すること。

（3）効率的な業務及び運営を行い、経費削減を図ること。

（4）個人情報の守秘義務及び目的外使用の禁止を遵守すること。

（5）個人情報の保護に関する関係法令を遵守し、個人情報の適切な管理を行うこと。

（6）本事業の実施に伴い発生した対象世帯等からの苦情やトラブルに対し、誠意をもって対応し、再発防止に努めること。

## 5 業務内容

### (1) 訪問支援

- ① 市からの指示に基づき、対象児童等のいる家庭を訪問すること。
- ② 訪問時には、対象児童等の目視確認を行うこと。
- ③ 訪問時に訪問のきっかけになる食品等を有効活用し、生活全般に係る困りごと等について聞き取りを行うこと。
- ④ 対象児童等の置かれている状況について、詳細な情報を収集し、記録すること。

### (2) 関係機関との連携

- ① 緊急性が高い事態の発生や、児童等の安全に係る懸念事項を把握した場合、その他、市が求めた場合は速やかに市に報告し、指示を仰ぐこと。
- ② 必要に応じて、関係機関との連携を図り、情報共有や支援の調整を行うこと。

### (3) 会議への参加

袖ヶ浦市要保護児童対策地域協議会実務者会議等に参加し、情報共有や連携を図ること。

### (4) 報告

- ① 市の指示に基づき、定期的に業務報告を行うこと。
- ② 市が事業者の業務遂行状況を確認するため報告を求めた場合、これに協力すること。

## 6 要求水準

### (1) 訪問頻度

- ① 月20世帯への訪問に対応できる体制を整えること。
- ② 1世帯に対し、月2回以上の訪問を行うこと。
- ③ 訪問の間隔は、原則として2週間程度を目安とし、対象児童等の状況に応じて適切に調整すること。

### (2) 訪問体制

訪問は2名以上の体制で行い、そのうち1名は児童福祉に関する相談業務の経験を有する者を含めること。

### (3) 職員配置

業務の全体管理や市及び関係機関との連絡調整等を行う業務責任者1名を配置すること。

なお、業務責任者は、児童福祉の向上に理解と熱意を有し、円滑な業務遂行能力を有する者

とする。

(4) 研修

訪問する職員の質を担保する観点から、児童福祉等本業務に関連する研修を年に1回以上実施し、従事者の専門知識や支援スキル等の向上を図ること。

(5) 拠点

本事業を実施するための適切な活動拠点（事務所等）を確保すること。